

たからづか都市計画マスタープランの見直し等について
ニュースをお届けします！

人口減少や少子高齢化が進展するなか宝塚市が魅力的な街として持続していくための都市づくりを進めるため、令和元年（2019年度）～令和3年度（2021年度）の3年をかけて都市計画マスタープランの見直し等（たからづか都市計画マスタープランの見直し、（仮称）宝塚市立地適正化計画の策定）を進めていきます。

Vol. 01では、都市計画マスタープラン・立地適正化計画の概要と都市計画マスタープランの見直し等のスケジュールについてご紹介します。

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランとは

- 都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市の総合計画や県の都市計画区域マスタープランに即して定めます。
- 土地の使い方や道路、公園などの基盤整備の方針など、より良いまちをつくっていくために、総合的な指針としてとりまとめたものです。
- 長期的視点にたって、市の将来都市像を明確にし、その実現に向けた大きな方向性を示します。



この計画で定めた方針に基づいて、国や県とも協議・調整をしながら土地利用のルールの見直しや、道路や公園の整備などを進めます。

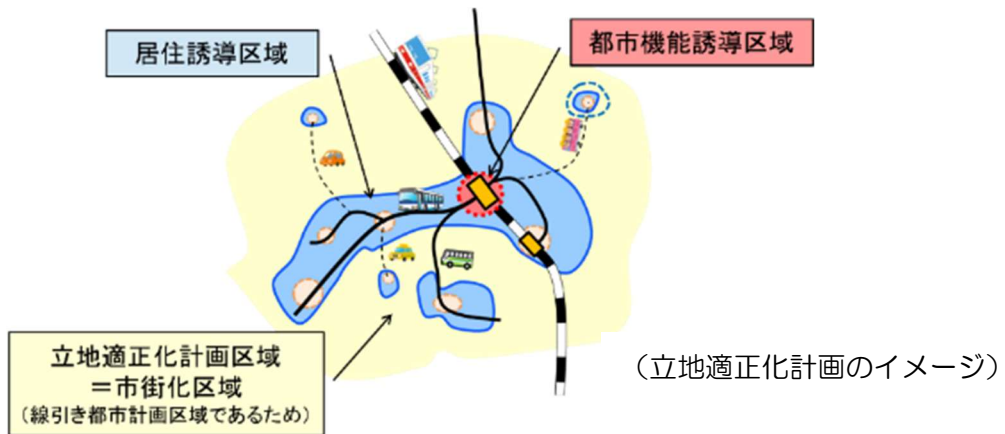
立地適正化計画

立地適正化計画とは

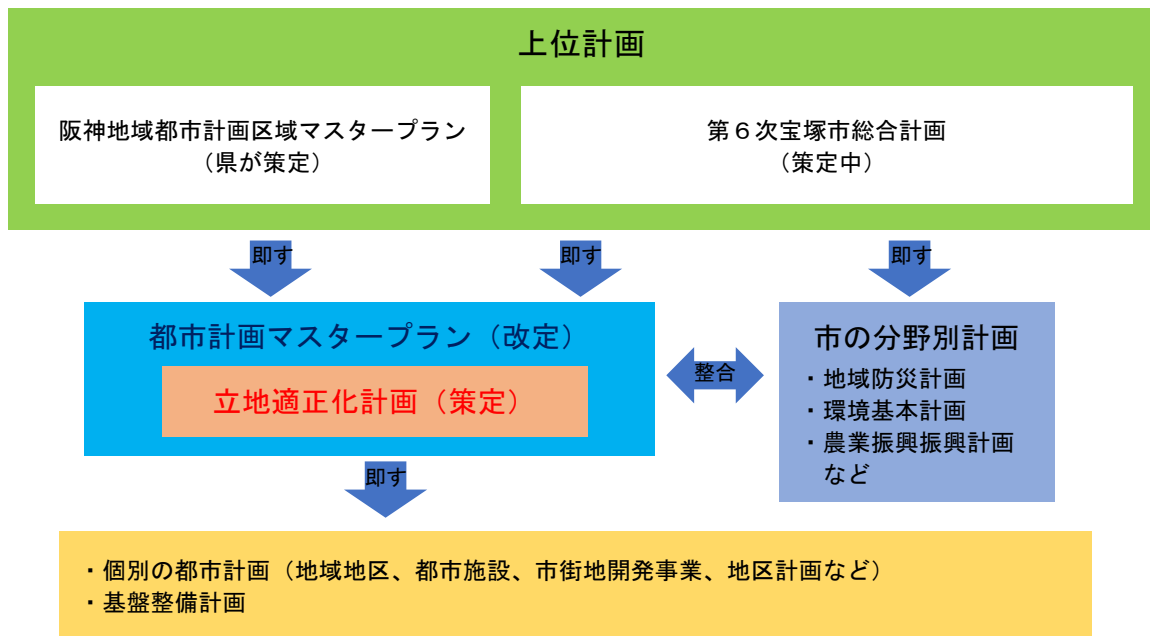
- 「コンパクトなまちづくり」を進めるため、平成26年（2014年）8月に都市再生特別措置法の改正により制度化された計画で、都市計画マスタープランの一部とみなされます。
- 今後人口が維持、あるいは減少する可能性が大きい中で、持続可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めることを目的とした計画です。
- これまでの土地利用規制等によるコントロールだけではなく、居住や都市機能を誘導するといった新たな考え方を持っています。



都市計画マスタープランと一体的に策定し、宝塚らしさを失わず、魅力的で持続的な都市づくりを推進します。



都市計画マスタープラン・立地適正化計画とその他計画との関係



都市計画マスタープランの見直し等のスケジュール

